平成２３年（フ）第１４９９号
さいたま市西区大字内野本郷454番地８
破産者　福田　真治
１　決定年月日　平成23年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
千葉県君津市南久保２丁目15番17号102、開始決定時の住所千葉県君津市外箕輪１丁目32番30号
破産者　木村　正治
１　決定年月日　平成23年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１１３号
千葉県君津市南久保２丁目15番17号102、開始決定時の住所千葉県君津市外箕輪１丁目32番30号
破産者　木村貴子こと　蔡　　嬌梅
１　決定年月日　平成23年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６３２号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目10番地の１　コスモ武庫川公園1001号
破産者　山田　誠一
１　決定年月日　平成23年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０号
埼玉県上尾市大字小泉376番地38
破産者　米倉　　壮
１　決定年月日　平成23年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１９８号
長崎県長崎市新小が倉２丁目10番16号
破産者　猪股　重人
１　決定年月日　平成23年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
長崎県長崎市愛宕１丁目５番２号
破産者　岩永　栄子
１　決定年月日　平成23年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９２号
札幌市南区真駒内泉町２丁目１番７―111号
破産者　田上慎一郎
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９３２号
札幌市北区北32条西８丁目２番１―307号
破産者　関下　浩二
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５９７号
札幌市北区篠路１条７丁目16番５号
破産者　岡　　佳史
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５９８号
札幌市北区篠路１条７丁目16番５号
破産者　岡　　孝子
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６号
釧路市鳥取北７丁目１番２号
破産者　石原　久美（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１８５号
盛岡市桜台３丁目１番３号
破産者　三上優喜男
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢田中１番地
破産者　藤原　敏文
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第４９号
岩手県陸前高田市高田町字寒風32番地１　市営住宅川原団地第28号
破産者　金野きぬ子
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第８０５号
仙台市太白区長町２丁目１番15号
破産者　赤塚　尚美
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２４号
仙台市若林区文化町11番１―101号
破産者　大友　一則
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９１５号
川崎市幸区小倉1603番地１　ウエスト201
破産者　福田　敏久
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２８号
川崎市川崎区富士見１丁目６番14―1203号
破産者　廣世　宗弘
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
川崎市宮前区小台２丁目２番地４　橘・学生会館、前住所札幌市手稲区新発寒六条３丁目１番10号２Ｆ
破産者　古市　敬子
１　決定年月日　平成23年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係